

低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領

(目的)

第1条 この要領は、山口市上下水道事業低入札価格調査実施要領（以下「要領」という。）に基づく低入札価格調査を経て調査基準価格を下回る価格をもって落札者となったものに関し、当該工事の適正な施工の確保及び下請負人、資材納入業者等に対する不当な要求の防止を図るため、必要な措置について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「対象業者」とは、要領によりその例によるものとされた山口市低入札価格調査実施要領（以下「市要領」という。）第3条第1号及び第2号の算定式の「一般管理費等の7/10」を「一般管理費等の3/10」として算定した額を下回る価格をもって落札者となったものをいう。
- (2) 「対象工事」とは、要領によりその例によるものとされた市要領第3条第1号及び第2号の算定式の「一般管理費等の7/10」を「一般管理費等の3/10」として算定した額を下回る価格をもって落札した工事をいう。

(対象業者に対する施工に関する措置)

第3条 山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、対象業者に対し、対象工事の施工に関し、次の各号に掲げる事項を措置するものとする。

(1) 工事情質の向上に関する事項

ア 監督体制の強化

施工に当たり、別に定める「山口市上下水道事業建設工事重点監督実施要領」を適用する。

イ 抜き打ち検査の実施

対象工事のうち、請負代金の額が5,000万円（建築一式工事は1億円）以上の工事について、別に定める「山口市上下水道事業抜き打ち検査実施要領」による検査を施工中に1回以上、実施する。

(2) 検査成績等に関する事項

対象工事の工事成績評点が65点未満のときは、山口市上下水道事業入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表第3号に掲げる措置要件（粗雑な契約履行）に該当すると認め、指名停止を行うことができる。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、山口市低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領の例による。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年7月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。